



特別強化対象選手 認定要件

I 基本指針

(公財)日本セーリング連盟(以下JSAF)、オリンピック強化委員会(以下、オリ強という)は、将来「ナショナルチーム」となり、オリンピック、オリンピック種目の世界選手権や国際競技大会において、優秀な成績を収められる事が期待される選手を育成・強化するため、「オリンピック強化委員会 特別強化対象選手」を定め、それを認定する。

II 特別強化対象選手の認定

オリ強は以下により推薦された選手について協議の上、合意が成立した場合に特別強化対象選手として承認・認定する。

①オリ強コーチによる推薦

水域合宿・練習会、競技会、その他オリ強の主催する事業に参加し、オリ強ナショナルコーチにより推薦された選手

②クラス協会による推薦

各クラス協会により推薦された選手

③自己推薦

自己の推薦により強化対象選手の認定を希望した選手

III 認定期間

特別強化対象選手は随時更新され、オリ強ホームページに公表される。

IV オリ強によるサポート

特別強化対象選手は競技活動に関し、オリ強の支援を受ける事ができる。

V 特別強化対象選手の要件

- ①特別強化対象選手は、(公財)日本セーリング連盟の諸規則を厳守するとともに、以下「VI 特別強化対象選手の責務」を満たすよう、努めなければならない。
- ②特別強化対象選手は、将来のオリンピック及び国際競技会で優秀な成績を収めるべく、競技活動を継続して行うものとし、常に最善の健康状態及び運動能力の維持・向上に努めなければならない。

VI 特別強化対象選手の責務

特別強化対象選手は以下に定める事項について実施するよう努めなければならない。

1. オリ強が指定する国内外の競技会、トレーニング、強化合宿、研修会への参加
2. オリ強が指定するフィジカル基準値のクリア
3. その他オリ強が必要と認めた事項

VII 認定の取消・解除

オリ強は、下記に該当する場合、認定を取消・解除できる。

1. 特別強化対象選手が第V項及び第VI項を満たしていないとオリ強が判断した場合。
2. 怪我や病気で特別強化対象選手として活動が出来ないとオリ強が判断した場合。
3. 特別強化対象選手の尊厳と品格をおとしめる言動をおこない、または国内外の法律に違反し、競技団体、関係者等に迷惑を与えたとオリ強が判断した場合。
4. 特別強化対象選手が自己の申出により、認定の解除を求めた場合。
5. 特別強化対象選手が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)と何らかの関係を有しているとオリ強が合理的に判断した場合。

(公財) 日本セーリング連盟
オリンピック強化委員会

